

いわゆる「拡大集中許諾制度」を基にした 簡素で一元的な権利処理方策に関する検討

1. 概略

- これまでの審議やヒアリング、パブリックコメントにおいては、簡素で一元的な権利処理方策について、権利処理のための著作権者等の探索等の権利処理コストの低減につながることや適法利用が促されること、また、これまで利用がされてこなかった場面での利用の促進や新たな対価還元の新創出といったニーズ・期待が示されている。

特に、想定される場面としては、過去の放送番組や舞台公演等のデジタルアーカイブ・配信、UGC等のデジタルコンテンツの二次利用、学校その他の教育機関における授業目的の権利制限規定の範囲を超える著作物の利用等が挙げられた。また、その他、著作権者等が不明の場合に限らず、著作権者等に連絡がとることができない、あるいは、連絡をとっても返答がない場合や、複数の著作権者等がおり一部の者の許諾を得ることができない場合があるとの意見があった。
- これらについて、ヨーロッパ諸国をはじめとして、いわゆる「拡大集中許諾制度」を導入又は導入を検討する国が増えていること、制度設計や権利者の意思の尊重など慎重な検討が必要であるものの、複数の権利処理を行う場合にワンストップで権利処理ができること、権利者不明や権利関係の判明に時間を要する場合にスピーディーに権利処理できることは理想である、といった意見があった。
- 一方、いわゆる「拡大集中許諾制度」の導入や実運用について、これまでのヒアリングやパブリックコメント等で次のような懸念も示されており、これらに配慮した検討を行う必要がある。
 - ① 既存ビジネスへの悪影響を及ぼさないようにすること（応諾義務や固定された利用料、ライセンス市場との競合等）
 - ② 使用料に関し、利用許諾について著作権者等に利用許諾されることについて選択の余地がないと、交渉で決められる価格よりも安価になる可能性がある。一方で、利用者からすると、著作物流通の市場で申請先の選択肢が多いことや個別交渉によって、利用者の工夫により著作権使用料を低減するなどができ、一元的でないことの自由度やメリットの尊重を求める声があること。
 - ③ 著作物の分野によっては、既存の管理団体による集中管理の割合が高いものばかりではないこと
 - ④ 団体に属したり権利の委託を行ったりしていない、いわゆるノンメンバーの著作権管理をすることについて、管理事業者にとってのメリットやインセンティブが必要であること

2. 検討の方向性

- いわゆる「拡大集中許諾制度」は、諸外国でも導入が進みつつあること、また、多くの権利処理をスピーディーに行うことができるといった期待、これまで必ずしも対価還元がなされていない場面での対価創出の可能性もあることから、引き続き、本制度の導入を見据え、上記の懸念を払しょくさせる方策や環境整備を打ち出していくこととしてはどうか。
- 例えば、特定の利用場面や特定の著作物を対象とする仕組み（いわゆる「個別ECL」）や、簡易でわかりやすいオプトアウトの仕組み、拡大集中許諾を行う機関に利用者・権利者双方が参画又は関与できる仕組み、著作物の利用に係る一定程度の規模感や手数料収入等により自立運営できる仕組みといった方策や、集中管理や権利情報データベース等の環境整備などが考えられる。
- また、DX時代が到来しており速やかな政策を打ち出す必要もあることから、併行して、権利情報データベースの構築や集中管理の促進、権利処理に資する分野横断的な一元的窓口の創設についての検討も行い、簡素で一元的な権利処理の実現を図ることとしてはどうか。
- これらの権利情報データベースの構築や分野を横断する一元的な窓口組織の創設は、今後、さらなる具体のニーズや利用場面が生じた際に、いわゆる「拡大集中許諾制度」の導入等がよりスムーズに行えるような環境整備にも資すると考えられる。

3. 分野を横断する一元的な窓口組織による新しい権利処理の検討について

- 分野を横断する一元的な窓口組織の創設については、これまでの審議等において、権利処理に係る探索コストの低減や、適法なコンテンツ利用の向上に資するとの意見が示されているが、さらに、権利者不明の場合等のアクセスが困難な著作権者等の探索やその支援、権利者不明著作物の利用について、煩雑さが指摘されている行政手続や供託手続によらない新しい権利処理の在り方について、さらに検討を深めてはどうか。
- 例えば、利用者にとって著作権者等が明らかでない場合の権利処理の流れとして、想定される利用場面として挙げられたものを例に、次のようなケースをイメージして検討してはどうか。

<想定場面>過去の演劇作品の配信に係る権利処理の簡素化

- ① 配信希望者が、分野を横断する一元的な窓口組織への相談
- ② 窓口組織での著作権者等の探索（権利情報データベースの活用）

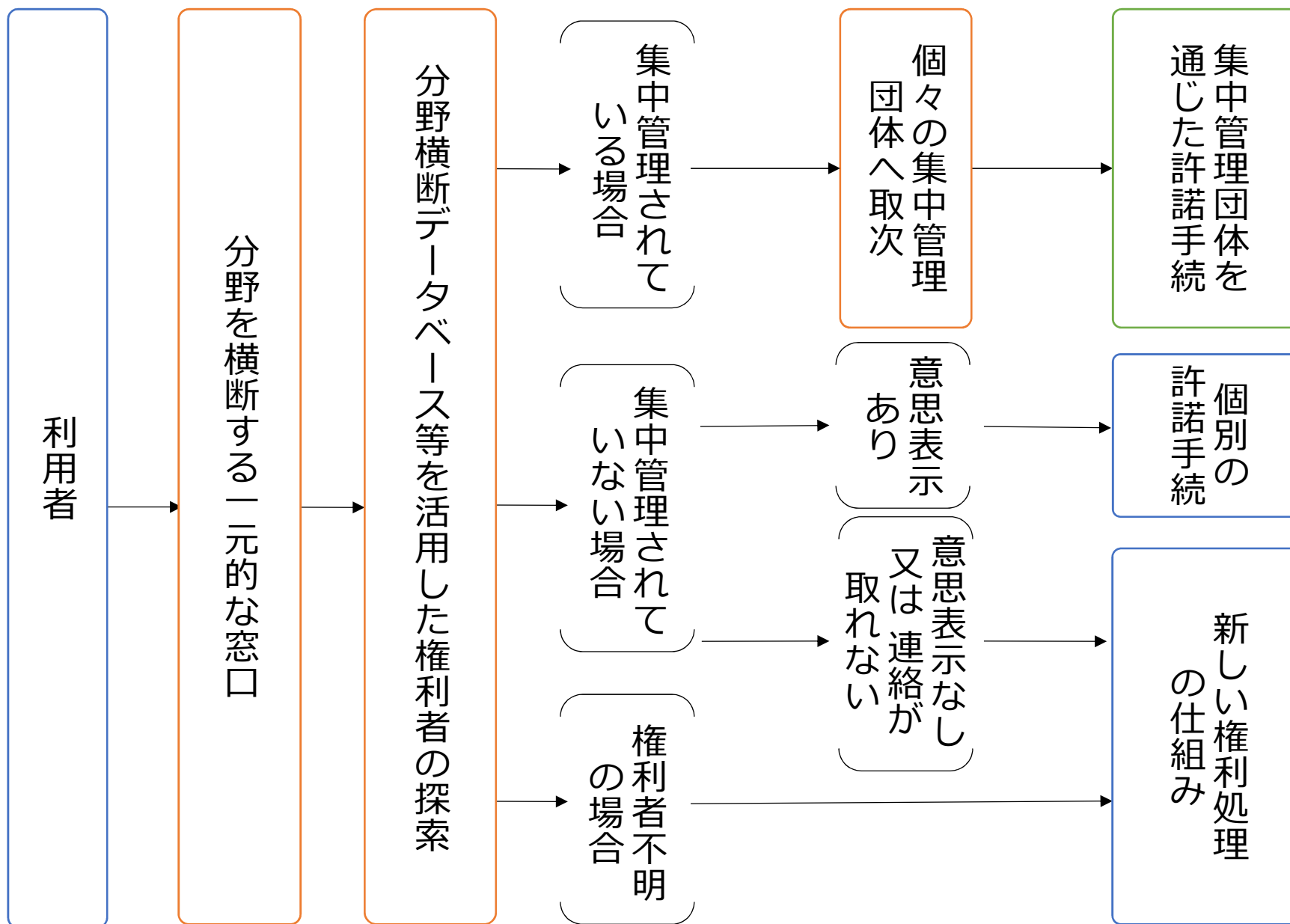
- ③ 集中管理事業者（劇中の音楽利用部分など）や個別の著作権者等（劇中で用いられた音源など）への取次・案内
- ③ 権利者不明又は権利者の意思表示がない若しくは連絡が取れない場合（劇中に用いられた小道具・美術品・写真）の探索・支援 等
- ④ 文化庁長官への裁定申請支援又は新しい権利処理の仕組

○ ここでの権利者不明の場合の新しい権利処理の仕組として、

- ・ いわゆる「拡大集中許諾制度」のように、窓口組織又は特定の管理事業者が許諾に相当する効果を与えること
- ・ 窓口組織への申請や十分な使用料相当額の支払いをもって利用又は暫定利用を可能とすること
- ・ 窓口組織が文化庁長官への裁定申請手続を代行すること

などは考えられるか。

分野を横断する一元的な窓口組織を活用した権利処理イメージ



※この仕組みによらず、従前の通り利用者が直接権利者に許諾を得て利用することは可能である。